

# 保険証を更新します

8月1日から保険医療機関等の受付で提示していただく「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」が新しくなります。

## 新しい保険証の色は緑色です

新しい保険証は、薄緑色の封筒で、7月下旬に届くように郵送します。

封筒には、赤い字で「後期高齢者医療被保険者証在中」と書かれていますので、届きましたら開封して氏名、生年月日、一部負担金の割合等をご確認ください。また、新しい保険証の有効期限は8月1日から翌年の7月31日までの1年間になります。

## 保険証裏面の臓器提供意思表示欄について

臓器移植に関する法律が改正され、国や地方公共団体では移植医療に関する啓発を行うことになりました。そのた

め群馬県後期高齢者医療広域連合においても、保険証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けました。

保険証裏面の臓器提供意思表示欄に記入をすることで、臓器を提供するか、しないかの意思を表すことができます。また、意思表示した内容について見られたくない場合は、役場保健福祉課に置いてあります「個人情報保護シール」をご利用ください。

なお、臓器提供意思表示欄への記入は被保険者の任意です。必ず記入しなければならぬものではありません。

## 自己負担割合について

保険証には、医療機関等の窓口で支払う自己負担割合が記載されています。

来年7月末までの自己負担割合は、同一世帯の被保険者の今年度の住民税課税所得により判定します。

なお、前年12月31日時点で世帯主であつて、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円、②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し負担割合を判定します。

- |   |      |                                 |
|---|------|---------------------------------|
| 1 | 3割負担 | 同一世帯に市町村民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方 |
| 2 | 1割負担 | 1以外の方                           |

※ただし、3割負担の方

のうち、次の要件に該当する方は、申請により1割負担となります。

- ①後期高齢者医療の被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満の方
- ②後期高齢者医療の被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満の方
- ③後期高齢者医療の被保険者が同一世帯に1人で、家族に70歳から74歳の方がいる場合、その方との収入額合計が520万円未満の方

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療の被保険者の方が、住民税非課税の世帯に属している場合、高額な外来診療や入院をする際に限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)を医療機関の受付に提示していただくこと、医療費の窓口負担や食事代などの自己負担が軽減されます。現在交付されている減額認定証の有効期限は7月31日に

なっていますが、被保険者の方の申請に係る負担を減らすため、更新の手続きを省略して減額認定証を交付します。該当されるのは、減額認定証を交付されていて、平成29年度も住民税が非課税の世帯に属する方です。なお、新たに減額認定証が必要な方は、申請をしてください。

## 短期保険証の交付について

通常、保険証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況によって通常より有効期間の短い保険証(有効期限は8月1日から来年の1月31日)を交付する場合があります。

さらに、特別な理由もなく納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付することがあります。

## 問い合わせ

- ①役場保健福祉課保険係  
☎24-5111(内線133)
- ②群馬県後期高齢者医療広域連合  
☎027-256-7125

## 平成29年度の国民健康保険税について

地方税法の一部改正により、平成29年度から国民健康保険税を次のとおり改正します。

今回の改正は、負担に関する公平の確保と負担能力に応じて応分の負担をはかることから行うもので、所得が低い人に対する軽減を拡充します。

なお、平成29年度の国民健康保険税の額は7月中旬に納税通知書でお知らせします。

### ◇平成29年度の国民健康保険税

平成29年度の税率は平成28年度と同じです。(下表参照)

区 分	医 療 分	後期高齢者支援分	介 護 分
所 得 割 率	6.00%	2.00%	1.10%
資 産 割 率	40.00%	10.00%	9.00%
均 等 割	22,500円	9,500円	8,000円
平 等 割	25,000円	9,500円	8,000円
課 税 限 度 額	540,000円	190,000円	160,000円

※介護分は、40歳から64歳の人を対象です。

### ◇法定軽減の拡充

世帯主と被保険者および特定同一世帯所属者の前年中所得金額の合計が基準額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。平成29年度からは、5割と2割の軽減対象になる所得基準額を引き上げることで、軽減対象世帯が拡大されます。(下表参照)

軽 減 割 合	所 得 基 準 額
7 割 軽 減	33万円以下(33万円以下)
5 割 軽 減	33万円+27万(26万円5千円)×被保険者および特定同一世帯所属者数
2 割 軽 減	33万円+49万円(48万円)×被保険者および特定同一世帯所属者数

※( )は平成28年度。

※所得申告をしている方が対象者となります。所得がなくとも被保険者全員の申告が必要です。被保険者である世帯員のうち一人でも未申告の方がいると、国民健康保険税の軽減に該当する場合でも軽減が受けられませんのでご注意ください。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人のことです。

## 医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険は、加入する皆さんが安心して医療を受けるための大切な制度です。

しかし、医療費は年々増加する傾向にあり、国保の財政を圧迫しています。医療費を抑えるために、加入者一人ひとりの協力が必要です。

### ■医療費の増加を抑えるために

- 食生活や生活習慣の改善を心がけて、健康維持に努めたり、特定健康診査などを受けて生活習慣病の予防と早期発見による重症化を防止しましょう。
- 一つの病気で複数の病院を受診する重複受診や、多数回受診する頻回受診を控えましょう。このような受診は、無駄な医療費を増やすだけでなく、検査を複数回行うことで、体に負担をかけてしまうことがあります。また、薬や処置が重複することで、効果が過剰に出たり、逆に失われたりする可能性もあります。
- ジェネリック医薬品をご存じですか。新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、国の認可を受けて発売される薬をジェネリック医薬品といいます。ジェネリック医薬品は、薬の研究開発費が抑えられ、新薬に比べ薬価が安く、薬代の自己負担を軽減するとともに、医療保険財政の適正化にもつながります。すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんが、ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

保健福祉課 保険係